

**電力分野における実態調査報告書  
～発電分野・卸分野・小売分野等～  
(概要)**

令和6年1月

令和7年4月



**公正取引委員会**

Japan Fair Trade Commission

- 1. 調査趣旨等 . . . . . 2
- 2. 電力分野の概要 . . . . . 5
- 3. 電力分野における実態調査報告書の全体像 . . . . . 9
- 4. 発電分野について【令和7年報告書】 . . . . . 11
- 5. 卸分野について【令和6年報告書】 . . . . . 18
- 6. 小売分野等について【令和6年・令和7年報告書】 . . 29
- 7. 終わりに . . . . . 34



# 1. 調査趣旨等

- 公正取引委員会においては、これまでも、電力市場における競争環境に関する実態調査を行ってきたところ、「電力市場における競争の在り方について」（平成24年9月公表）による提言の公表や、平成30年2月の経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の「競争的な電力・ガス市場研究会」における意見表明を実施。
- 政府において「2050年カーボンニュートラル実現」が表明されたことを受けて、電源の非化石化及び再エネ電源主力化の推進が求められることとなり、安定的な電力供給の維持及び確保が課題。
- LNG等の燃料価格上昇を背景に、卸電力市場価格の高騰や電力需給逼迫が生じた結果、平成12年の小売分野の部分自由化後に小売分野に新規参入した事業者（新電力）の撤退等が相次ぐ。
- 公正取引委員会としては、デジタル社会や脱炭素社会において、家庭生活や産業活動の重要な基盤となる電気については、需要家にとって、常に多様な選択肢が確保され、自己のニーズに合った形で電力会社や料金メニューを選択できる利益や、効率化による価格低下等が実現する利益を持続的に享受できることが一層重要になるとの認識の下、これらの利益を実現するためには、競争環境の整備も引き続き重要。

⇒ **まずは、卸分野を中心に調査を実施し、令和6年1月に「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」（以下「令和6年報告書」という。）を公表。その後、発電分野や小売分野を中心に継続して調査を実施し、令和7年4月に「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」（以下「令和7年報告書」という。）を公表。**

**本ペーパーは令和6年報告書及び令和7年報告書の概要を分野別（※）に取りまとめたものである。**

※本ペーパー作成に当たり、各提言を最も関連の強い分野に整理し直したため、報告書の表題と本ペーパーでの分類とが、合致していないものもある。

令和6年報告書

◆書面調査：令和4年12月～令和5年7月

対象	書面調査
旧一般電気事業者	12社 (回答数12社)
新電力	104社 (回答数88社)
その他	1社 (回答数1社)

◆ヒアリング調査：令和5年3月～同年11月

対象	ヒアリング調査
旧一般電気事業者	13社
新電力	11社
その他	2社

令和7年報告書

◆ヒアリング調査：令和6年3月～同年10月

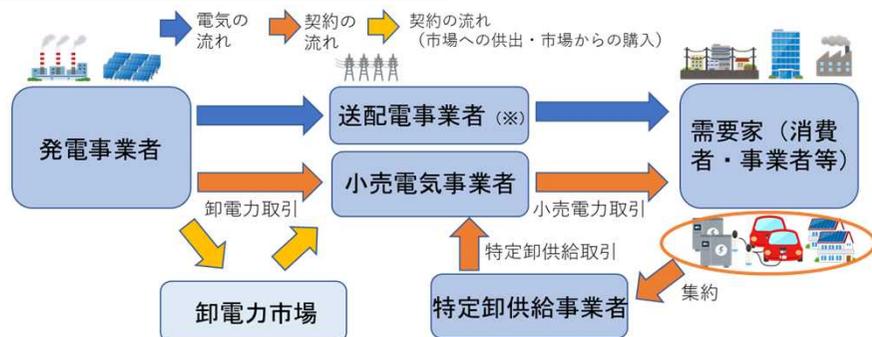
対象	ヒアリング調査
旧一般電気事業者	12社
一般送配電事業者	9社
新電力・新電力系発電事業者	9社



## 2. 電力分野の概要

### 電力取引の流れ

#### 電気・契約の流れ



※一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、配電事業者を総称

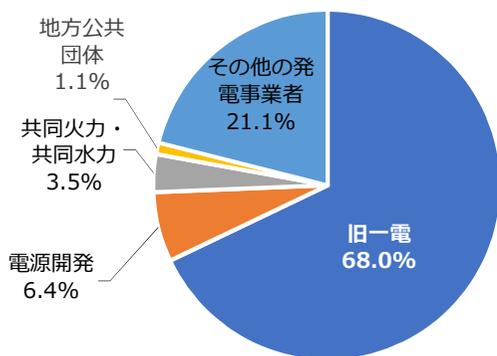
#### 電気事業法上の規制

		参入規制	業務上の義務
発電事業		届出制	・調整力等の供給
小売電気事業	旧一電	登録制	・特定小売供給（経過措置料金） ・供給能力の確保 等
	その他の小売電気事業者		・供給能力の確保 等
一般送配電事業		許可制	・託送供給 ・電力量調整供給 ・最終保障供給 ・離島等供給
特定卸供給事業		届出制	・特定卸供給

※発電事業者が発電した電力を小売電気事業者等に卸売を行う際の取引条件について、電気事業法上、特段の規制はない。

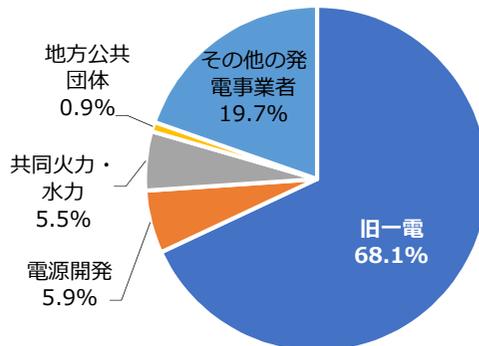
### 発電分野のシェア（令和6年3月時点）

発電設備容量のシェア  
(総発電設備容量 約2.65億kW)



- 総発電設備容量：約2.65億kW
- うち旧一電計：約1.80億kW (シェア68.0%)

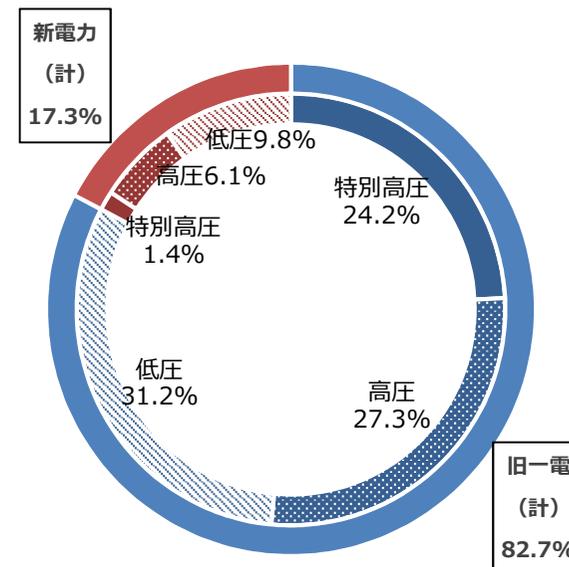
発電実績のシェア  
(総発電実績 約8264億kWh)



- 総発電電力量：約8264億kWh
- うち旧一電計：約5626億kWh (シェア68.1%)

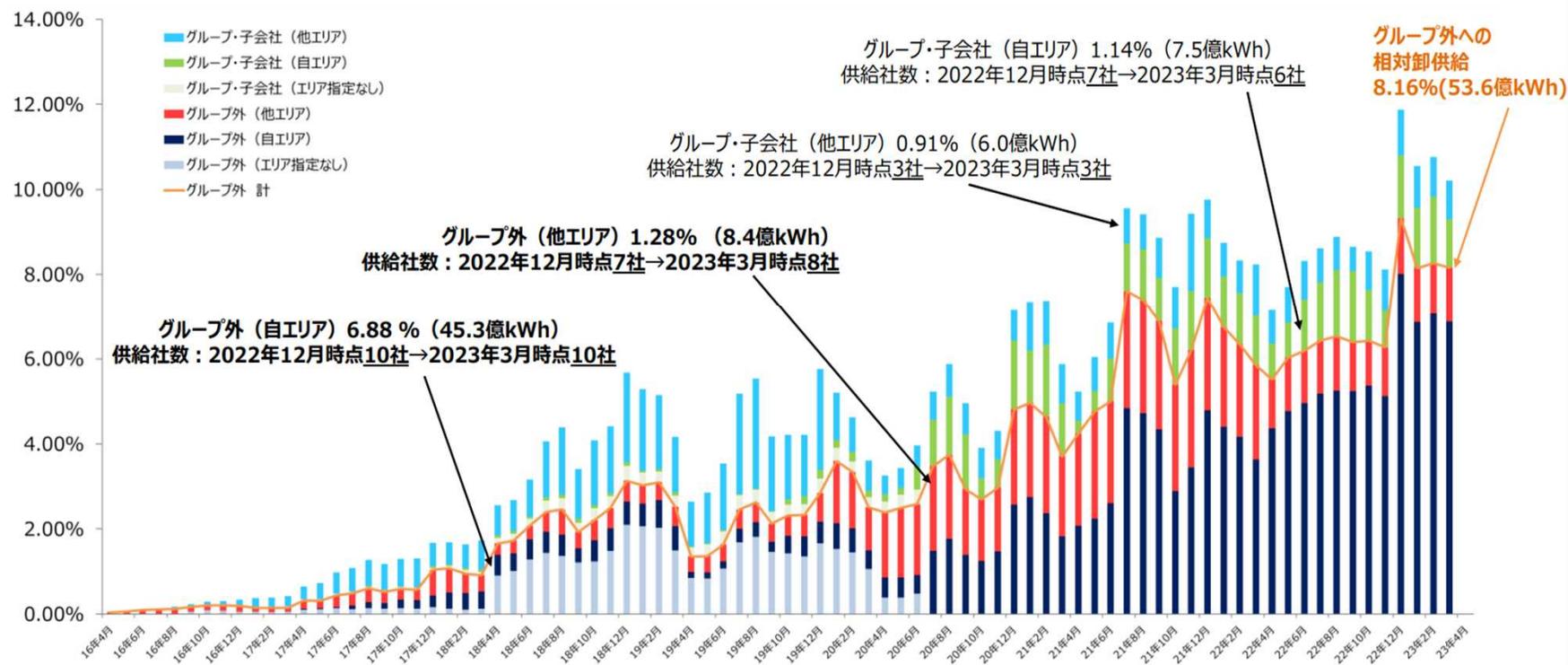
### 小売分野のシェア（令和6年3月時点）

令和6年3月販売量のシェア  
(総販売実績 約702億kWh)



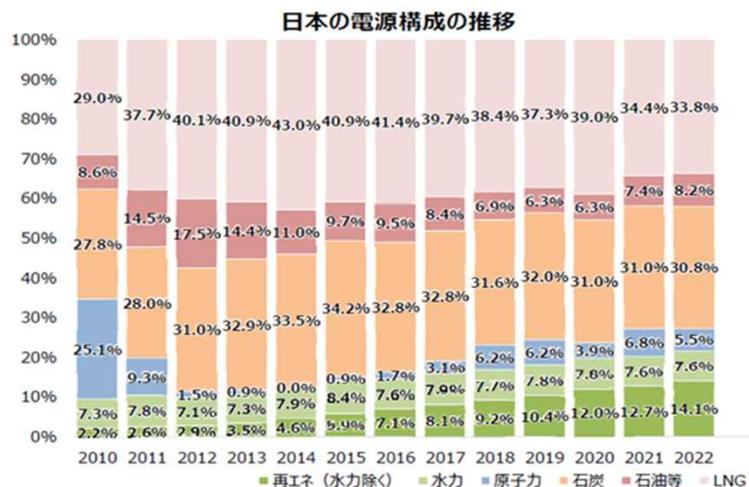
旧一電による卸売の状況（令和5年3月時点）

総需要に占める相対取引による供給量の割合及び相対取引による供給社数の推移

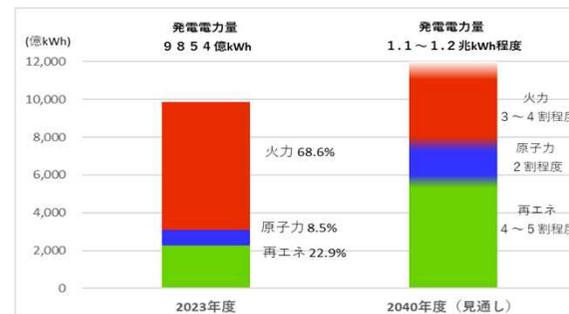


➤ 旧一電によるグループ外への相対契約による卸売量の割合は8.2%であり、新電力の需要の46.2%。

### 日本における電源構成の推移と2040年度の電源構成の見通し



### 2040年度のエネルギーミックス



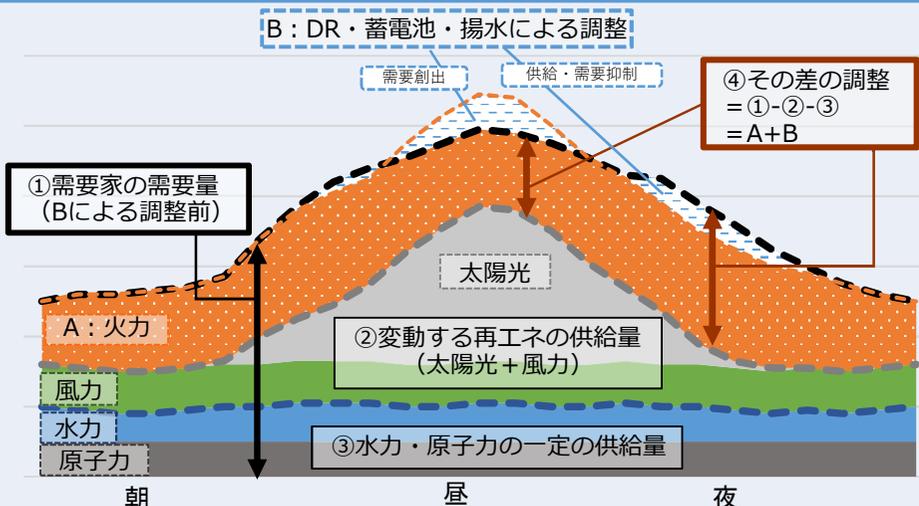
➤ エネルギーセキュリティ確保や気候変動問題への対応等の潮流を踏まえ、再エネの主力電源化を目指す動き。

＜再エネ比率＞

22.9% (2023年度) → 4~5割 (2040年度)

(第7次エネルギー基本計画)

### 需要量の変動、再エネの供給量の変動に応じた需給調整



- 電力の安定供給のため、需要量と供給量の一致 (同時同量) が必要。
- 必要な需要家の需要量は時間帯・季節によって変動し (①)、再エネ供給量も変動するため (②)、出力調整可能な火力電源 (A) や、DR (デマンドレスポンス)・蓄電池・揚水 (B) を活用し変動を補う必要がある。

### 電源等の価値の市場取引

電源等の価値	取引される価値 (商品)	取引される市場
電力量 【kWh価値】	実際に発電された電気	卸電力市場
供給力 (容量) 【kW価値】	発電することができる能力	容量市場
調整力 【ΔkW価値】	短時間で需給調整できる能力	需給調整市場
非化石 【環境価値】	非化石電源で発電された電気に付随する環境価値	非化石価値取引市場

- 市場原理を活用した制度運用という考え方に基づき、電源等の保有する価値を様々な面から切り取り、それぞれの価値を取引する市場の整備が進展。
- 市場で評価される価値には、電力そのものの価値のほか、非化石価値等の環境価値も含まれる。



### 3. 電力分野における実態調査報告書の全体像

発電分野	卸分野	小売分野等
<p>【令和7年報告書】</p> <p>第1 電源等の有する価値の取引における課題</p> <p>1(1) 供給力価値 (kW価値) 取引における課題</p> <p>ア 容量市場への参入促進 (再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保)</p> <p>イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進 (各電源の最低容量基準の見直し)</p> <p>1(2) 調整力価値 (ΔkW価値) の取引における課題</p> <p>ア 需給調整市場への参入促進 (通信回線要件の見直し)</p> <p>イ DRに係るネガワット取引の透明性向上 (ネガワット調整金の円滑な協議)</p> <p>第3 洋上風力発電の公募制度及び資源の供給安定における課題</p> <p>3(1) 洋上風力発電の公募制度における課題</p> <p>ア 他の電源との競争環境整備 (FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセスの確保)</p> <p>イ 新規参入を促進する公募制度 (公募における価格評価の見直し)</p> <p>3(2) LNGの安定調達 (LNG取引の仕向地制限の見直し)</p>	<p>【令和6年報告書】</p> <p>第1 電源アクセス機会の確保及び相対取引における課題</p> <p>1 (総論) 新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正</p> <p>第1-① (各論) 新電力の電源アクセス機会の確保</p> <p>2(1) 旧一電の小売電気事業者による卸売及び既存の長期契約</p> <p>2(2) 旧一電・新電力による長期契約</p> <p>2(3) 旧一電による社外電源からの調達</p> <p>2(4) 火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い</p> <p>第1-② (各論) 相対契約における契約条件の是正</p> <p>3(1) 取引制限条項の設定 (全般)</p> <p>ア 取引制限条項の設定 (転売禁止条項)</p> <p>イ 取引制限条項の設定 (供給エリア制限条項)</p> <p>ウ 取引制限条項の設定 (供給量上限条項)</p> <p>3(2) 卸標準メニュー</p> <p>3(3) オプション価値の設定等</p> <p>3(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引</p>	<p>【令和6年報告書】</p> <p>第2 旧一電の発電部門と小売部門の在り方</p> <p>1 旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定</p> <p>2 持続的な競争環境確保のための実効的方策</p> <p>3 発電分離</p> <p>【令和7年報告書】</p> <p>第1 電源等の有する価値の取引における課題</p> <p>1(3) 環境価値の取引における課題 (旧一電内部における環境価値取引の透明化)</p> <p>第2 発電事業者・小売電気事業者間における相対取引の透明性向上</p> <p>2(1) kW価値取引の透明性向上 (容量確保契約金の卸売価格への反映)</p> <p>2(2) 送配電コスト負担の透明性向上 (発電側課金の卸売価格への反映)</p>

## 4. 発電分野について

### 【令和7年報告書】

#### 第1 電源等の有する価値の取引における課題

##### 1(1) 供給力価値 (kW価値) 取引における課題

- ア 容量市場への参入促進 (再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保)
- イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進 (各電源の最低容量基準の見直し)

##### 1(2) 調整力価値 ( $\Delta$ kW価値) の取引における課題

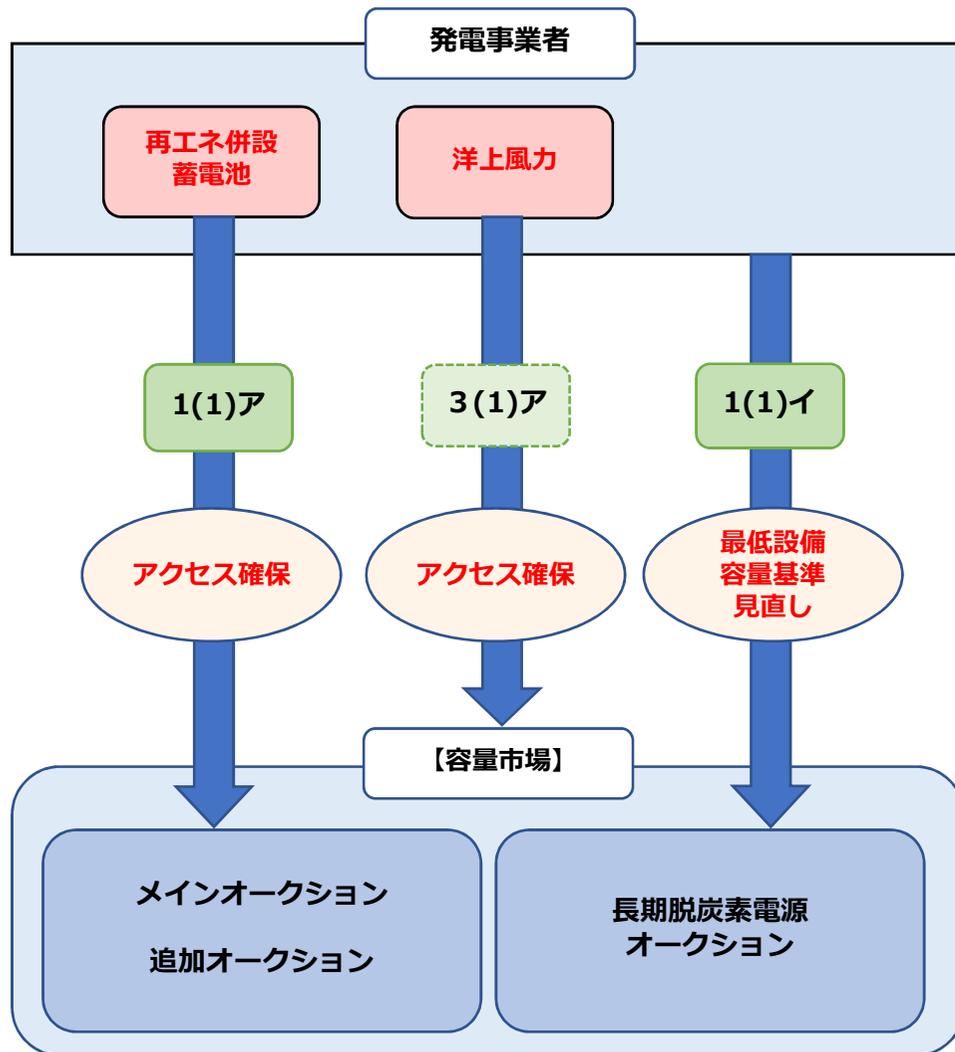
- ア 需給調整市場への参入促進 (通信回線要件の見直し)
- イ DRに係るネガワット取引の透明性向上 (ネガワット調整金の円滑な協議)

#### 第3 洋上風力発電の公募制度及び資源の供給安定における課題

##### 3(1) 洋上風力発電の公募制度における課題

- ア 他の電源との競争環境整備 (FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセスの確保)
- イ 新規参入を促進する公募制度 (公募における価格評価の見直し)

##### 3(2) LNGの安定調達 (LNG取引の仕向地制限の見直し)



### 1(1) 供給力価値（kW価値）取引における課題

#### ア 容量市場への参入促進

再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保  
【令和7年報告書第7の1(1)ア】

#### イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進

各電源の最低設備容量基準の見直し  
【令和7年報告書第7の1(1)イ】

### 3(1) 洋上風力発電の公募制度における課題

FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセス確保  
【令和7年報告書第7の3(1)ア】

※ 提言第3(1)アとして後掲

## 1(1)ア 容量市場への参入促進(再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保)【令和7年報告書第7の1(1)ア】

### 現状

- 容量市場メインオークション等においては、1地点で複数の電源区分で応札すること(1地点複数応札)が可能であるが、安定電源(火力発電等)と発動指令電源(DR等)の組合せのみが認められている。
- 変動電源(非FIT/FIPの太陽光発電等の再エネ発電)との組合せについては、気象条件等により出力変動することを踏まえて、合理的な実績値評価を行うこと等に対する課題があり、認められていない。

### 新電力(発電)の意見

- 変動電源とそれに併設される蓄電池(再エネ併設型蓄電池)の1地点複数応札については、容量市場への参加が認められていないが、海外では容量市場への参加が認められている事例もある。

### 競争政策上の考え方

- 変動電源と再エネ併設型蓄電池の組合せを含む1地点複数応札についても、**将来的に技術的な制約等が解決した場合には、容量市場への参入を認める**ことにより、**再エネ発電・蓄電池事業者の参入及び発電事業者間の競争を促すことが競争政策上望ましい**。

## 1(1)イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進(各電源の最低容量基準の見直し)【令和7年報告書第7の1(2)イ】

### 現状

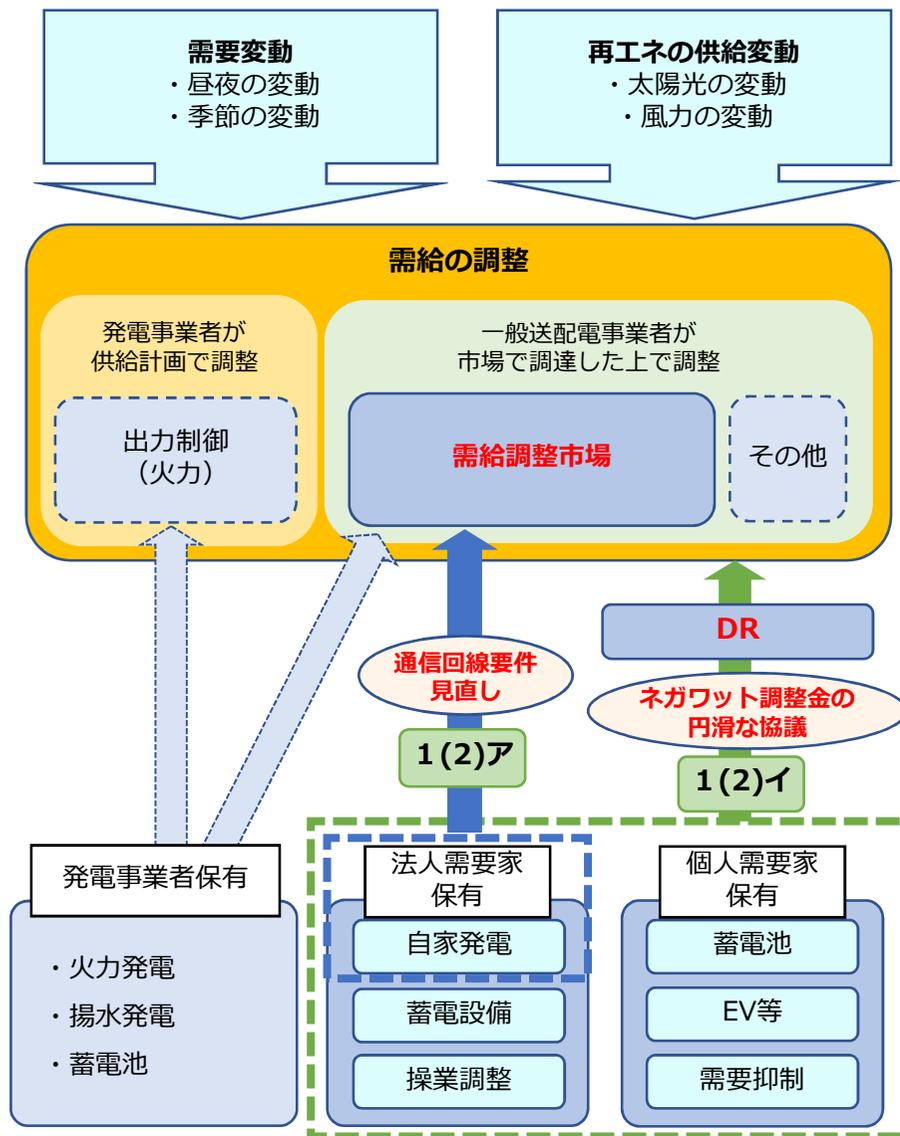
- 長期脱炭素電源オークションの制度においては、電源種別ごとに最低設備容量の基準が定められている。

### 旧一電発電・新電力(発電)の意見

- 再エネ電源の最低設備容量については、原子力・火力と同様に10万kWとなっているが、再エネ電源で1発電所10万kWは応札のハードルが高い。
- 大手電力会社以外の事業者が有する発電所は規模が小さいものも多く、新設・リプレース又は改修いずれにおいても最低設備容量の基準を満たすことが難しい。

### 競争政策上の考え方

- 仮に現行の最低設備容量の基準が、特定の電源の発電事業への**参入阻害として作用していることが認められた場合には、最低設備容量の基準の扱いも含めて見直すことが競争政策上望ましい**。



### 1(2) 調整力価値(ΔkW価値)の取引における課題

#### ア 需給調整市場への参入促進

通信回線要件の見直し  
 【令和7年報告書第7の1(2)ア】

#### イ DRに係るネガワット取引の透明性向上

ネガワット調整金の円滑な協議  
 【令和7年報告書第7の1(2)イ】

1(2)ア 需給調整市場への参入促進(通信回線要件の見直し)【令和7年報告書第7の1(2)ア】

現状

- 需給調整市場に参入する電源は、一般送配電事業者からの出力調整指令に応じるため、電力系統(送配電網)に連系するとともに、一送の指令等を受け取るための通信回線が必要となる。法人需要家の保有する自家発電設備を用いて需給調整市場に参入するためには、新たに通信回線を設置する必要がある。
- 通信回線は、専用通信回線(専用線)の敷設が簡易指令システムを用いる方法があるところ、定格出力が10万kW以上の単独発電機を系統に連系する場合には専用線を敷設することとされている。

新電力(発電)の意見

- 自社の顧客が自家発電設備を用いて需給調整市場に参入するに当たり、一般送配電事業者が敷設した光ファイバー(自社線)以外のキャリア回線(他社線)での専用線の接続が認めてもらえなかったことがあった。

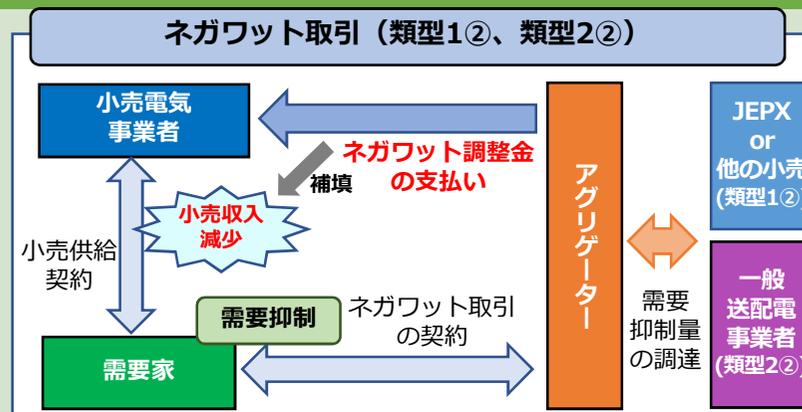
競争政策上の考え方

- 一般送配電事業者は、実際に申出を受けた場合に、セキュリティ方針や設備仕様・技術面の観点などを考慮の上、可能な限り**通信回線の要件等を柔軟に運用**することで、需給調整市場への電源の参入を促進し、**需給調整市場の競争を促進**することが**競争政策上望ましい**。

1(2)イ DRに係るネガワット取引の透明性向上(ネガワット調整金の円滑な協議)【令和7年報告書第7の1(2)イ】

現状

- ネガワット取引(類型1②及び類型2②)については、需要抑制を行う需要家に小売供給を行う小売電気事業者の売上減少補填のため、アグリゲーターが供給元小売電気事業者に対してネガワット調整金を支払う必要がある。
- ネガワット調整金の決定に当たっては、資源エネルギー庁策定のガイドラインに沿って、アグリゲーターと供給元小売電気事業者の間の協議において決定することが推奨されている。



アグリゲーターの意見

- ネガワット調整金契約における適用単価について小売電気事業者の契約単価を採用する場合において、エビデンスを提示してもらえないことがあり、提示された単価が本当に需要家との契約単価なのか確認できないケースがある。
- 過大なネガワット調整金を強いてくる小売電気事業者がいる。

競争政策上の考え方

- アグリゲーターと小売電気事業者の間の円滑な協議の促進等のため、小売電気事業者は、適正価格を設定していることが取引当事者同士で確認できるよう、**ネガワット調整金の算定根拠**を可能な限り**明示**することが**競争政策上望ましい**。



前提

- 洋上風力発電の公募制度においては、供給価格点：事業実現性評価点 = 1:1で評価。
- 第2ラウンド以降、FIP制度の利用が前提。
- 供給価格点については、第2ラウンド以降、市場価格を十分に下回り、FIP制度のプレミアムが生じない水準としてゼロプレミアム水準を設定。当該水準以下の供給価格での提案があった場合、当該提案の供給価格点を一律満点とするとともに、その他の提案は「供給価格点 = (ゼロプレミアム水準 / 提案者の供給価格) × 120点」とすることとされた。

3(1)ア 他の電源との競争環境整備  
(FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセスの確保)  
【令和7報告書第7の3(1)ア】

現状

- 現在の洋上風力発電の公募制度はFIP制度の利用が前提とされているが、FIP制度を利用する電源は容量市場に参加できない。
- 現状の公募制度において、確実に落札するためには、ゼロプレミアム水準での入札が事実上余儀なくされている。
- 一定の条件を満たしたゼロプレミアム案件については、令和7年度（令和11年度実需給）の容量市場（メインオークション）に参加させる方針が経済産業省の審議会です承されるとともに、引き続き参加に当たっての詳細な制度検討を継続することとされた。

旧一電発電・新電力（発電）の意見

- 落札するためには、ゼロプレミアム水準の価格で入札しなければならない仕組みとなっている。ゼロプレミアム水準での入札ではプレミアムが受け取れず、FIP制度を利用する意味はないにもかかわらず、FIP制度の利用が前提のため、容量市場にも長期脱炭素電源オークションにも参加することができず、他の電源が利用可能な固定費回収手段にアクセスできない。

競争政策上の考え方

- ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札した電源は、プレミアム収入を受け取れない一方、容量市場や長期脱炭素電源オークションといった固定費を回収する他の制度が利用できないという点で、他のFIT・FIPを利用せず、容量市場等を利用する電源と比較しても不利な立場にあると評価することもできる。
- 固定費の回収手段を制度的に設けることは、多様な事業者の洋上風力公募への参入の促進に寄与すると考えられることから、経済産業省においては、ゼロプレミアム水準で落札した電源と他の電源とが**公正な環境で競争できる形で容量市場に参加できる**ようにすることが**競争政策上望ましい**。

3(1)イ 新規参入を促進する公募制度  
(公募における価格評価の見直し)  
【令和7年報告書第7の3(1)イ】

現状

- 現状の洋上風力発電の公募制度において、1事業者でもゼロプレミアム水準での入札があった場合、それ以外の価格での入札は供給価格点が著しく低くなることから、事実上ゼロプレミアム水準で入札しないと落札できない事態が発生し得る。
- この点については、経済産業省の審議会において、供給価格点のあり方の見直しが行われ、プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準（準ゼロプレミアム水準）を設定し、事業実現性評価の点数によっては、準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能となるようにする旨の方針が示され、当該方針に基づき、「一般海域における占用公募制度の運用指針」が改訂された。

旧一電発電・新電力（発電）の意見

- 供給価格がゼロプレミアム水準か否かで、供給価格点で大きく差がついてしまうと、事業実現性評価点で挽回することは難しい仕組みになっているため、落札するにはゼロプレミアム水準での入札しか選択の余地がない。

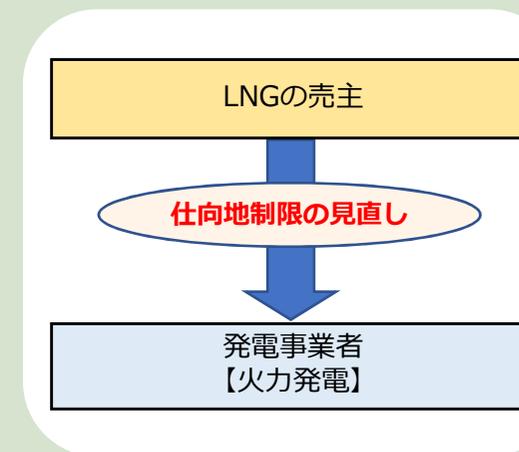
競争政策上の考え方

- 多様な事業者の新規参入を促進するため、供給価格点を見直し、事業実現性評価点によっては、ゼロプレミアム水準以外でも**落札可能となる環境**を整備することは、**競争政策上望ましい**。

## (2) LNGの安定調達（LNG取引の仕向地制限の見直し）【令和7年報告書第7の3(2)】

## 現状

- LNG火力について、燃料を海外からの輸入に頼る我が国においては、様々な考慮要素のバランスを見ながら、エネルギー安全保障に資する形で長期契約を確保していくことが重要。
- 中長期的なLNG火力の需要見通しが不透明であることから、LNGの長期契約の締結は、買主（旧一電及び新電力）において余剰を抱えるリスクを生じさせるところ、仕向地制限が付されていると、買主は調達したLNGを再販売することが制限される。
- LNG取引において、仕向地制限を設定することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある（「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」（平成29年6月公正取引委員会））。
- JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）によるLNG売買契約における仕向地制限等の実態調査によれば、上記の公取委の調査報告書の公表以降、仕向地制限が課せられている契約数量と全体に占める割合が減少する傾向にあるなど、仕向地制限の見直しが着実に進んでいる。



## 旧一電及び新電力（発電・LNG輸入事業者）の意見

- 仕向地制限の緩和により、LNG需要の変動時の転売等が容易になるため、将来のLNG需要が不確実な中においては、既存長期契約の更新・新規長期契約の締結いずれにおいても障壁を下げる効果・影響があると考える。

## 競争政策上の考え方

- 仕向地制限の見直しにより、LNGの再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行が減少してLNG市場の競争が促進されることから、引き続き**仕向地制限の見直し**が進むことが**競争政策上望ましく**、その進捗を確認できるよう、**JOGMEC**においては**実態調査を当面継続**することが望ましい。

## 5. 卸分野について

### 【令和6年報告書】

#### 第1 電源アクセス機会の確保及び相対取引における課題

##### 1 (総論) 新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正

#### 第1-① (各論) 新電力の電源アクセス機会の確保

##### 2(1) 旧一電の小売電気事業者による卸売及び既存の長期契約

##### 2(2) 旧一電・新電力による長期契約

##### 2(3) 旧一電による社外電源からの調達

##### 2(4) 火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い

#### 第1-② (各論) 相対契約における契約条件の是正

##### 3(1) 取引制限条項の設定 (全般)

###### ア 取引制限条項の設定 (転売禁止条項)

###### イ 取引制限条項の設定 (供給エリア制限条項)

###### ウ 取引制限条項の設定 (供給量上限条項)

##### 3(2) 卸標準メニュー

##### 3(3) オプション価値の設定等

##### 3(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引

## 1 (総論) 新電力の電源アクセス機会の確保及び相対取引による契約条件の是正【令和6年報告書第5の1】

## 新電力の電源アクセス機会の確保

- 現在の電力市場においては、総販売電力量に占める卸電力市場における取引量は約3割から4割に達しており、小売分野の全面自由化当初に比べて、新電力の電源調達環境は改善。
  - 一方、市場価格の高騰によって、卸電力市場におけるボラティリティ（価格変動の度合い）のリスクが顕在化したことを踏まえ、小売電気事業者としては、卸電力市場からの調達に過度に依存することなく、相対取引等によるリスクヘッジを行う重要性が高まっている。
  - 令和5年3月時点で、**発電分野において、旧一電のシェアは、発電設備容量及び発電電力量でいずれも約7割を占めており、新電力の総需要量に占める旧一電からの相対取引による調達量は約5割を占めていることを踏まえると、新電力にとっては、発電分野で高いシェアを占める旧一電の既存電源（旧一電が契約する社外電源を含む。）へのアクセス機会の有無が競争上重要な要素となっている状況。**
  - **旧一電の既存電源に係る費用負担**についても、
    - ✓ 旧一電の既存電源のうち一定割合は、かつての総括原価方式に基づく料金規制により、建設に要した費用を確実に回収する蓋然性が高い環境下で建設されたことを踏まえると、需要家の利益の実現のために供されるべき性質を有する。競争政策上の観点からは、公正かつ自由な競争を通じて、需要家の選択枝や事業者の事業機会を拡大することが重要であり、**旧一電の既存電源への新電力のアクセス機会を確保することが望ましい。**
    - ✓ 当該電源の維持にかかる固定費の一部についても、令和2年度から入札が開始された容量市場において、新電力を含む全ての小売電気事業者が支払を義務付けられている容量拠出金によって賄われており、**新電力の電源アクセス機会が完全に閉ざされてしまうことは望ましくない。**
- ⇒ 以上の状況を考慮すると、旧一電が完全に自社のみで建設費や固定費を負担しているといえる電源を除き、個別の電源の状況を踏まえた程度の差こそあれ、**新電力にもアクセス機会が付与されることが競争政策上望ましい。**

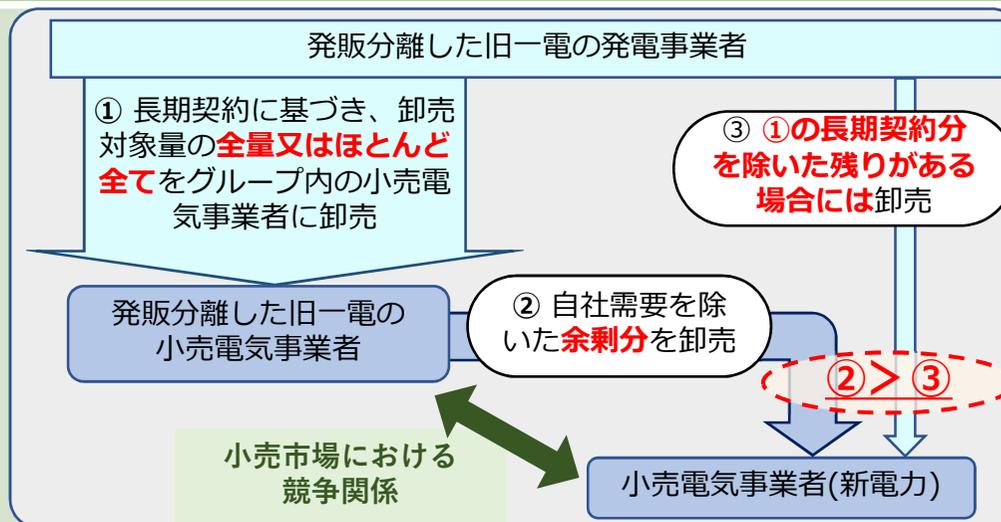
## 相対取引による契約条件の是正

- 旧一電発電が、相対取引で旧一電小売に比して新電力に対して不利な条件を設定した場合には、新電力は、旧一電小売に比して、電源調達において競争上不利となり、小売分野における競争で劣後することとなる。
- 電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコールフットリング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、旧一電発電が旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあることから、**契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要がある。**

2(1) 旧一電の小売電気事業者による卸売及び既存の長期契約【令和6年報告書第5の2(1)】

現状

- 発電分離されたいずれのエリアにおいても、旧一電発電から新電力に対する卸売量（原則）を、旧一電小売から新電力に対する卸売量（例外）が、上回ることが常態化。
- 内外無差別のコミットメント以前から存在する、旧一電発電・小売間の**既存の長期契約**が一因。
- 結果として、新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況が生じている。



競争政策上の考え方

需給逼迫時など、卸電力市場等からの調達が厳しい場合において、**新電力は自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない**ため、以下のような問題が生じ、競争上不利になるおそれがある。

- **当該地域で最大のシェアを占める旧一電小売が卸売価格及び量を差配する。**
- 卸供給を受ける際に、仕入原価、仕入数量等の取引に係る情報を競争相手に把握される。
- 新電力は旧一電小売が確保した後の余剰分から調達を行わざるを得ない。

⇒ 旧一電小売は、長期契約に基づく調達量の見直しを行うなどにより、新電力が自社の競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況を改善し、**新電力が発電事業者から直接電力供給を受けられるようにすることが競争政策上望ましい。**

⇒ コミットメント以前から存在する長期契約について、**当該長期契約を自動更新しないことはもとより、他の小売電気事業者においても契約期間終了後の相対交渉等に円滑に臨めるよう、契約期間終了後に新規募集を行う際、検討のために必要な期間を十分確保した上で、期間、条件等の応募に必要な情報を開示する等の対応を採ることが競争政策上望ましい。**

## 2(2) 旧一電・新電力による長期契約【令和6年報告書第5の2(2)】

## 現状

- 旧一電と新電力による長期契約については、安定供給に資するという点で一定のニーズが確認された一方で、制度及び市場の変動や与信に関するリスクが締結の判断を困難としているという意見が旧一電及び新電力の双方から確認された。
- 一方、特定の電源について、旧一電発電が、旧一電小売又は新電力を問わず募集した上で、新電力も含めて長期契約を締結した例や、旧一電小売が、新電力に自社が契約する既存電源を一部譲渡する長期契約を締結した例も存在。

## 旧一電の意見

## （旧一電発電）

- 複数年契約に当たっては、契約期間における燃料・電力取引市況の変動リスク、大規模電源の定期検査やトラブル等に起因する供給力の安定確保リスク及び事業者の信用（過去の取引実績や与信情報）リスクをより重視する必要がある。
- 安定性や燃料の長期調達の観点から長期契約を検討する。将来の発電費用の不確実性があり、長期契約で価格や数量を固定化することのリスクも踏まえ検討を深める。
- 発電設備の投資を考えると、長期と短期のバランスが取れたポートフォリオが望ましく、小売電気事業者にとっても長期の相対を含めた安定的なポートフォリオを構築することが望ましい。

## （旧一電小売）

- 事業予見性を確保するためには、長期安定的な電源確保が重要と考える。

## 新電力の意見

- 長期契約の締結を希望しているが、市場環境など不透明度が高く、相手方と資本関係のない事業者は与信リスクがあるために保証を求められるなど、長期契約の締結は困難な状況である。
- 長期の相対契約については、大前提として、長期で契約すると短期よりも一定程度コストを安く抑えられるなど経済的便益が得られるかどうか判断指標であり、それがクリアされるのであれば需要はある。

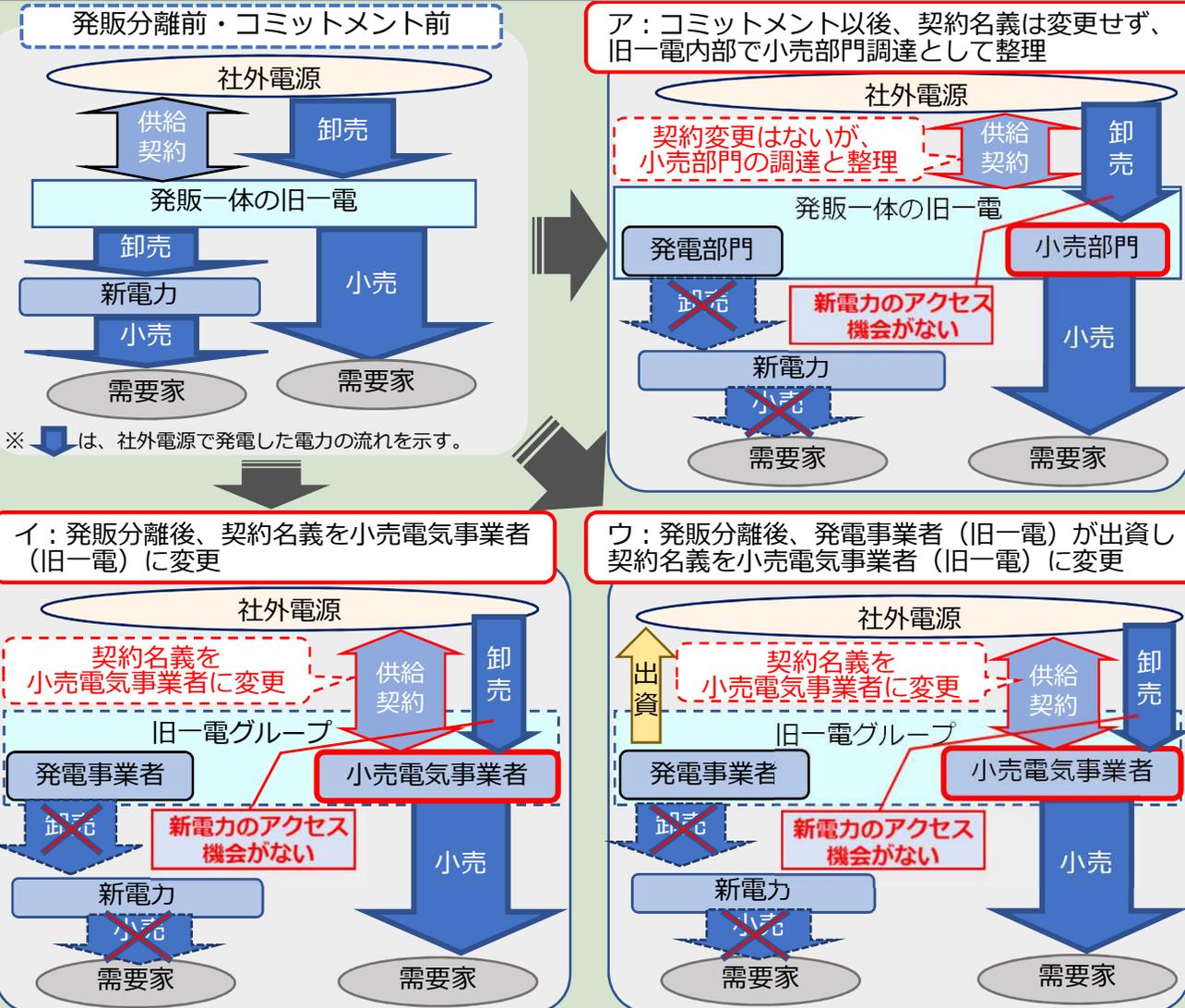
## 競争政策上の考え方

- 旧一電発電は、自社小売又は新電力の区別なく、**単年度契約のみではなく、長期契約も含めた卸標準メニューを作成し、継続して相対交渉で積極的に提示するなど、多様なメニューの中から新電力も含めた小売電気事業者のニーズに合ったメニューを選択できるようにすることが競争政策上望ましい。**
- 旧一電発電は、自社以外の事業者も費用を負担することとなる電源について、長期契約を行うに当たっては、**自社グループの旧一電小売以外にも広く供給先を募るとともに、多くの小売電気事業者が容易に必要な情報を得られる形で周知するなど、創意工夫を行い、他の小売電気事業者のアクセス機会を確保することが競争政策上望ましい。**

2(3) 旧一電による社外電源からの調達【令和6年報告書第5の2(3)】

現状

発電分離前又は内外無差別のコミットメント以前から、旧一電として（発電の区別なく）調達してきた社外電源について、コミットメント以後【ア】又は発電分離後【イ、ウ】に、調達に関する内部整理や契約名義を変更した事例が存在し、結果的に新電力のアクセスが困難となっている。



競争政策上の考え方

ア：契約期間満了後のタイミング等で、卸売契約の契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討するなど、**新電力のアクセス機会が確保**されることが競争政策上望ましい。

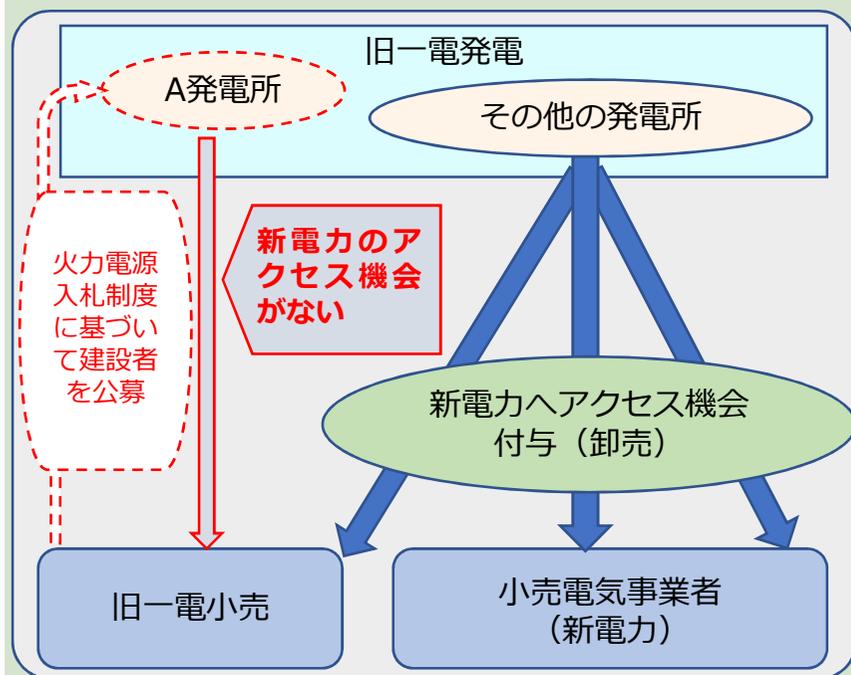
契約期間中であっても、合理的な理由なく小売部門の直接調達として整理されている場合には、**発電部門からの卸売の一部と整理し、新電力のアクセス機会を確保**することも考えられる。

イ・ウ：契約期間満了後のタイミング等で、卸売契約の契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討するなど、**新電力のアクセス機会が確保**されることが競争政策上望ましい。

2(4) 火力電源入札制度に基づいて建設された電源の取扱い【令和6年報告書第5の2(4)】

制度概要・現状

- 火力電源入札は、「新しい火力電源入札の運用に関する指針」（平成24年9月策定）に基づく制度で、旧一電が火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合には、原則として当該指針に基づき旧一電小売が電源建設の公募を行い、自社又は他の発電事業者を対象に入札を行った上で、電源を建設する制度。
- コミットメント以前に、旧一電の小売部門を担当する部署（当時）が同制度に基づく公募を行い、自社が落札した電源がある。当該電源で発電した電力については、当時の公募要綱（契約）どおり、**長期間（15年から30年間）にわたって、発電量の全量（契約量）を旧一電小売が引き受けるとして、新電力へアクセス機会を付与していない旧一電発電が存在。**
- 一方、**新電力へアクセス機会を付与している旧一電発電も存在している**など、旧一電によって対応が異なる。



競争政策上の考え方

- 火力電源入札制度は、小売分野における旧一電小売と新電力との競争を考慮して導入されたものではない。
  - 火力電源入札対象電源の規模（50万kW以上）や旧一電小売との契約期間の長さ（15年から30年）を考慮すると、当該電源への新電力のアクセス機会を完全に閉ざしてしまうことは、競争政策上望ましくない。
- ⇒ 火力電源入札制度に基づく旧一電小売への必要な供給分を確保できる範囲で、新電力へアクセス機会を付与できるよう検討することが**競争政策上望ましい**。
- ⇒ 少なくとも火力電源入札制度に基づく**契約期間満了後のタイミング**においては、**新電力のアクセス機会が確保される**ことが**競争政策上望ましい**。

### 3(1) 取引制限条項の設定（全般）【令和6年報告書第5の3(1)】

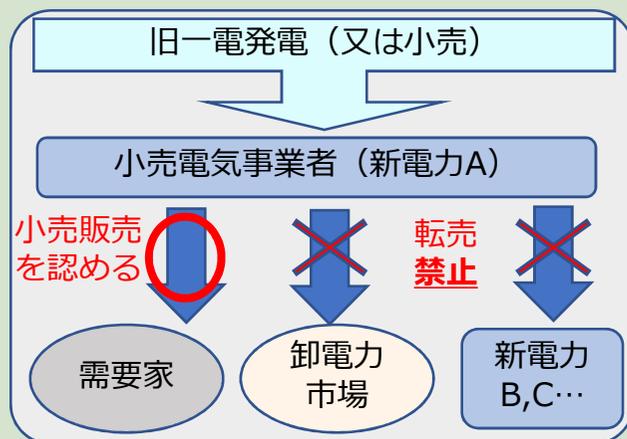
#### 現状

- 令和2年度から令和5年度向けの旧一電と新電力の間の相対契約において、一部の旧一電が、**取引制限条項（ア：転売禁止条項、イ：供給エリア制限条項、ウ：供給量上限条項）**を設定。  
※ 令和6年度向け以降の相対取引については、各旧一電において、取引制限条項を解除又は緩和する方針が示されている。

#### 新電力の意見

- 本来は自社で応札した電力については、その応札した会社が独自に経済性に鑑み用途を定めるべきであって、転売禁止条項によって自由な経済活動及び競争を妨げられている。
- 転売禁止条項は、需要が少ない時期に需要を超えて調達することが禁止されることにより、需給状況に応じた調達ベースでの卸電力市場への販売ができず、余剰インバランスが生じるリスクが大きいと、事業への影響が大きい。

### 3(1)ア 取引制限条項の設定（転売禁止条項）【令和6年報告書第5の3(1)ア】



#### 事例：転売禁止条項を設定している旧一電

- 入札参加業者が、小売需要分を超える量を調達することを防止（超過量の転売を防止）し、小売需要用途での販売に限定させる実効性を高めるために設定。
- 最初から転売目的で買い占めて、価格を高値で吊り上げて新電力に売るといった事態を生じさせないために設定。
- 契約書において、売主は買主に対して小売電気事業に用いたことの確認のために必要となる資料等の提出を求めることができるとしているが、具体的な資料の提出は求めている。
- 過度な調達を抑止するための紳士協定となっているのが実態。

#### 独占禁止法上の考え方

旧一電発電等が、他の小売電気事業者に対して、**転売禁止条項を設定すること**（その実効性確保手段として、転売が発覚した場合に供給を停止するなどのペナルティを設けることを含む。）は、**独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）**。

3(1)イ 取引制限条項の設定（供給エリア制限条項）【令和6年報告書第5の3(1)イ】

事例：供給エリア制限条項を設定している旧一電

- 自社エリア内及び自社エリア外の卸供給の双方において供給エリアを契約書に記載していたが、飽くまでも取引目的の明確化のためである。
- 他社エリアの旧一電の供給力に余裕がない状況において、自社エリアで発電した電力を新電力に卸し、当該新電力が当該他社エリアへの供給に使用した場合、逆向きの取引（当該他社エリアの旧一電で発電された電力が自社エリアへ供給されること）が期待できないことから、自社エリア内における供給力確保に支障が出るため、**自社エリア外における供給制限**を設定している。

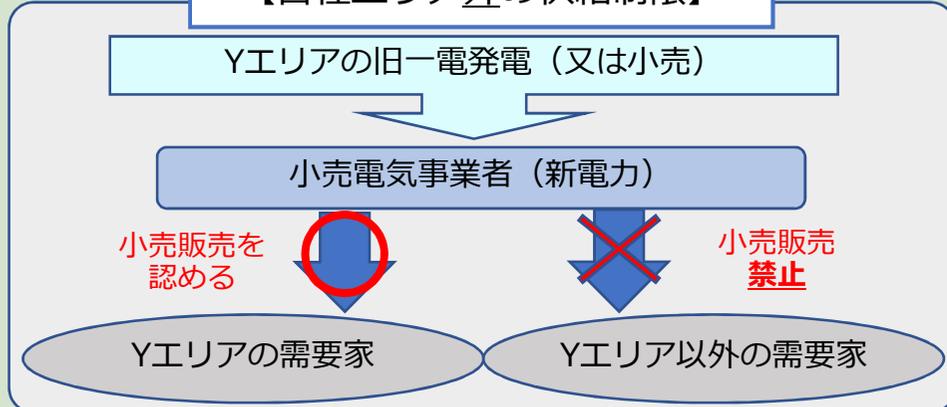
【自社エリア内の供給制限】



独占禁止法上の考え方（自社エリア内制限）

旧一電発電等が、他の小売電気事業者に対し、**自社エリア内における小売販売を禁止することを条件とすること**（その実効性確保手段としてペナルティを設けることを含む。）は、**独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引）**。

【自社エリア外の供給制限】

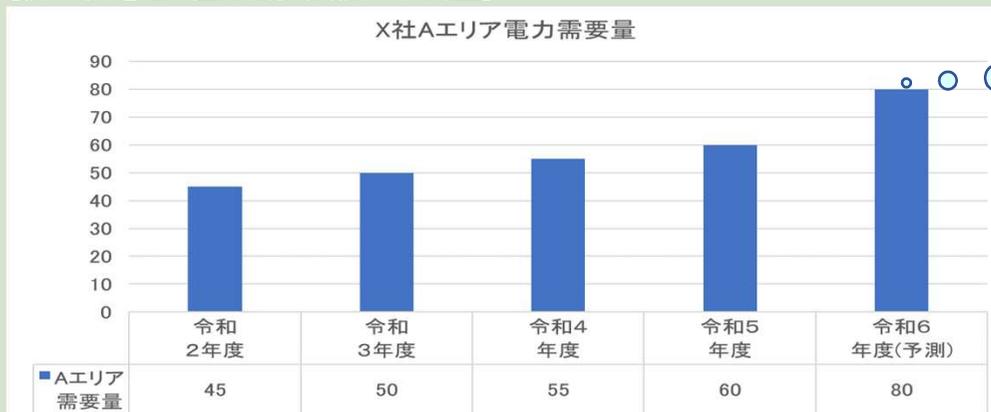


独占禁止法上の考え方（自社エリア外制限）

旧一電発電等が、複数のエリアで事業活動を行う他の小売電気事業者に対し、**自社エリア外における小売販売を禁止することを条件とすること**（その実効性確保手段としてペナルティを設けることを含む。）は、**独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）**。

3(1)ウ 取引制限条項の設定（供給量上限条項）【令和6年報告書第5の3(1)ウ】

【例：新電力X社の需要実績・予測量】



営業拠点を増やしたので  
翌年度は需要拡大が見込まれる。

【需要実績値上限】

翌年度向けの卸売を受けられるのは、今年度の需要実績値の(60)まで。  
⇒ 需要拡大に応じた柔軟な調達ができない。

【需要予測値上限】

翌年度向けの卸売を受けられるのは、翌年度の需要予測値の(80)まで。

今年度の  
需要実績値

翌年度の  
需要予測値

事例：供給量上限条項を設定している旧一電

- 供給力に限りがある中で、小売需要の用途に限定する実効性を高め、幅広い新電力に門戸を広げる目的で設定。
- 令和4年度は、既存契約の範囲を上限としていた（**需要実績値上限**）が、令和5年度は、応札者の自社エリアにおける令和5年度の小売需要の見通しを超えない範囲とし（**需要予測値上限**）、自社エリア外の既存顧客については令和4年度の契約数量を超えない範囲とした（**需要実績値上限**）。

独占禁止法上の考え方（需要実績値上限）

例えば、需給逼迫時や卸電力市場価格の高騰時など、他の小売電気事業者が卸電力市場等の他の手段で電力調達を行うことが厳しい状況において、**旧一電発電等が、需要実績値上限を設定すること**（その実効性確保手段としてペナルティを設けることを含む。）は、**独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引拒絶）**。

競争政策上の考え方（需要予測値上限）

他の小売電気事業者に対し、契約対象年度の需要予測分は供出されることから、他の小売電気事業者の事業活動への影響は限定的であると考えられるが、**需要予測値上限を設定する場合**には、**他の小売電気事業者の自由な事業活動が過度に制限されることにならないよう、制限の範囲は必要最小限とすることが競争政策上望ましい**。

## 3(2) 卸標準メニュー【令和6年報告書第5の3(2)】

## 現状

- 一部の旧一電の小売電気事業者においては、卸標準メニューが作成されていない。

## 競争政策上の考え方

- 当該小売電気事業者の属するエリアにおいて、当該小売電気事業者が相当量の卸売を実施していることを踏まえると、**当該小売電気事業者が卸標準メニューを作成・公表することが競争政策上望ましい。**

## 3(3) オプション価値の設定等【令和6年報告書第5の3(3)】

## 現状

- オプション価値を算定していない旧一電が存在。
- 一方、一部の旧一電において、オプション価値を算定した上で、交渉の相手方に示している事例が確認されるとともに、オプション価値を算定している事業者は増加してきていることが確認された。

## 事例：オプション価値を算定している旧一電

- 令和4年度相対交渉に当たり、条件ごとに定量的な単価を設定した。オプション設定の協議において、協議先に対してオプション単価自体は提示してはいないが、オプションの有無でそれぞれの契約単価を提示している。
- 公表は行っていないが、社内外問わずニーズのある事業者に対し、一律に数式で算定されたオプション価値を提示するとともに、求めに応じて考え方や算式も個別に説明している。
- オプション価値を自社で算定することは困難であるため、外部研究機関に依頼して、金融工学の理論を元にオプション価値を算定し、価格として定量化して卸料金に上乗せしている。

## 競争政策上の考え方

- オプション価値を算定した上で、交渉の相手方に示している事例が確認されるとともに、オプション価値を算定している事業者は増加してきていることが確認されており、これは**相対取引の透明性の向上に資する**ものとして評価できることから、引き続きこのような取組が行われることが望ましい。

3(4) 入札又はブローカー取引を利用した卸取引【令和6年報告書第5の3(4)】

現状	競争政策上の考え方
<p>➢ 一部の旧一電発電又は小売が入札又はブローカー取引による卸売を実施。ただし、<b>自社の小売部門の調達分又は自己の小売分をあらかじめ確保</b>した上で、入札又はブローカー取引を行っている旧一電が存在。</p>	<p>➢ 一般論として、旧一電発電が、旧一電小売と新電力との間で同一条件下で取引機会を付与することは、旧一電小売と新電力のイコールフットイングに資することから、競争促進的な取組と評価できる。</p> <p>➢ 他方で、旧一電小売との長期契約等による供出や、<b>自社小売の小売分の確保等に割り当て、その余剰分を入札又はブローカー取引の対象とするような場合は、公正な競争環境にあるとはいえない。</b></p> <p>⇒ <b>旧一電小売への優先的な卸売を行うことなく、旧一電小売を含む全ての小売電気事業者が同一の条件で競争できる形とすることが競争政策上望ましい。</b></p>
<p>➢ 形式的には同一の入札条件であっても、実質的に新電力に対して競争上不利となる条件があると一部の新電力から指摘。</p>	<p>➢ 形式的には旧一電小売と新電力との間で同一の入札条件であっても、当該入札条件によって、旧一電小売に比して、実質的に新電力の方が過大な負担を負うこととなり、新電力が競争上不利になっている場合は、公正な競争環境にあるとはいえない。</p> <p>⇒ <b>必要な限度を超え、新電力のみに対して過大な負担となる条件を課すことは競争政策上望ましくない。</b></p>
<p>➢ <b>入札・応募に必要な情報（参加要件、入札条件等）を非公表</b>としていた旧一電が存在。</p>	<p>➢ <b>入札条件等</b>は、小売電気事業者の応札行動に重大な影響を与える情報である。</p> <p>⇒ <b>現在又は将来の入札・応募に必要な情報が開示されていることが競争政策上望ましい。</b></p>
<p>➢ ある入札において、<b>募集量が旧一電小売の需要量を下回っていた</b>ため、新電力は旧一電小売よりも高額で応札しなければ落札できない一方、旧一電小売は、自社の需要量の相当程度を最低入札価格で確実に落札することが可能となる状況が発生。</p>	<p>➢ <b>需要量の差異</b>により、新電力の方が旧一電小売よりも実質的に高額で応札しなければならない点は、入札における構造上の問題である。</p> <p>⇒ 例えば、<b>購入可能量の上限や入札回数に係る制限の撤廃、落札価格の決定方法の変更等、当該問題を解消するための措置を講ずることが競争政策上望ましい。</b></p>

## 6. 小売分野等について

### 【令和6年報告書】

#### 第2 旧一電の発電部門と小売部門の在り方

- 1 旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定
- 2 持続的な競争環境確保のための実効的方策
- 3 発電分離

### 【令和7年報告書】

#### 第1 電源等の有する価値の取引における課題

- 1 (3) 環境価値の取引における課題（旧一電内部における環境価値取引の透明化）

#### 第2 発電事業者・小売電気事業者間における相対取引の透明性向上

- 2 (1) kW価値取引の透明性向上（容量確保契約金の卸売価格への反映）
- 2 (2) 送配電コスト負担の透明性向上（発電側課金の卸売価格への反映）

## 前提

- 発電分野、卸電力分野及び小売分野それぞれにおいて旧一電が高いシェアを有していることを踏まえると、発電部門から小売部門に内部補助が行われ、旧一電小売における調達価格（旧一電発電からの卸売価格も含む。）が、旧一電小売の小売料金に適正に反映されず、旧一電小売の小売料金が採算の取れないような水準となっている場合、新電力は旧一電小売と競争を維持することが困難となるおそれがある。
- 電取委の調査で、旧一電小売の調達価格が小売価格を上回る事例が複数確認されている。

## 1 旧一電発電からの卸料金を踏まえた旧一電小売の小売料金の設定【令和6年報告書第6の1】

### 独占禁止法上の考え方

- 旧一電小売が、正当な理由なく、**供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当廉売）。**

### 競争政策上の考え方

- 電取委においては、**電圧の種類や規制料金・自由料金の動向も踏まえたより詳細な監視**を行い、規制料金が障害となっていることが確認された場合には、中長期的な影響も踏まえた上で、**是正に向けた必要な検討を行うことが望ましい。**

## 2 持続的な競争環境確保のための実効的方策【令和6年報告書第6の2】

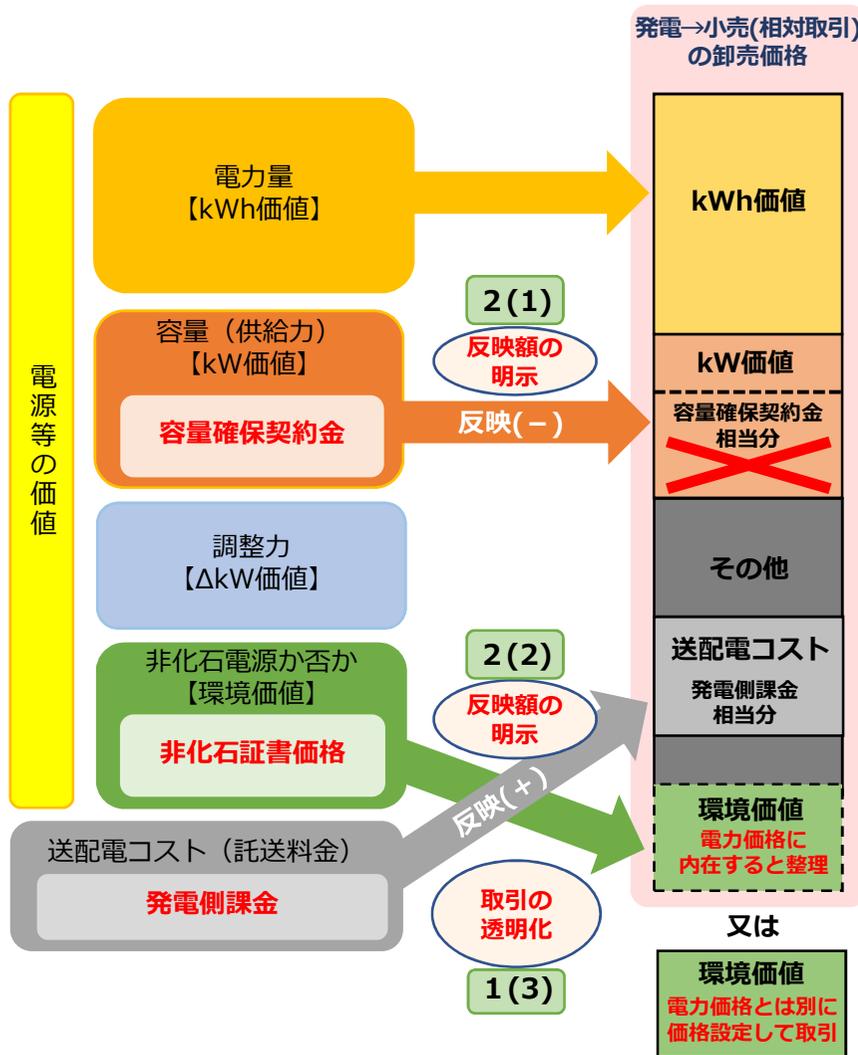
### 競争政策上の考え方

- 新電力が旧一電小売との競争を維持するため、電取委による旧一電小売の小売料金に係る監視については引き続き実施されることが望ましい。
- 中長期的観点からは、旧一電の**発電部門から小売部門への内部補助が行われていないこと**をより**直接的に担保**できるようにすること（例：統一的な会計基準に基づき発電・小売部門ごとの損益計算書を作成し、公認会計士等の監査を受け、監査証明書等を所管官庁に提出するなどの取組）も考えられる。

## 3 発電分離【令和6年報告書第6の3】

### 競争政策上の考え方

- 1及び2の取組を進めてもなお、小売市場における公正な競争環境が確保されない場合には、発電分離を行うことが考えられる。
- 発電分離を行う場合には、発電分離時において、**旧一電小売と新電力との間で不当に差別的な取扱いが行われていないかについて、電取委による監視を行う必要がある。**



### 1(3) 環境価値の取引における課題

旧一電内部における環境価値取引の透明化  
 【令和7年報告書第7の1(3)】

### 2 発電事業者・小売電気事業者間における相対取引の透明性向上

#### (1) kW価値取引の透明性向上

容量確保契約金の卸売価格への反映  
 【令和7年報告書第7の2(1)】

#### (2) 送配電コスト負担の透明性向上

発電側課金の卸売価格への反映  
 【令和7年報告書第7の2(2)】

### 1(3) 旧一電内部における環境価値取引の透明化【令和7年報告書第7の1(3)】

#### 現状

- エネルギー供給構造高度化法により、小売電気事業者は一定量の非FIT非化石証書を市場取引又は発電事業者との相対取引によって確保することが義務付けられている。
- 一部の旧一電発電は、グループ内の小売電気事業者との内部取引において、電力価格と非化石証書の価格設定を分離せず、一体で価格を設定している。

#### 新電力（小売）の意見

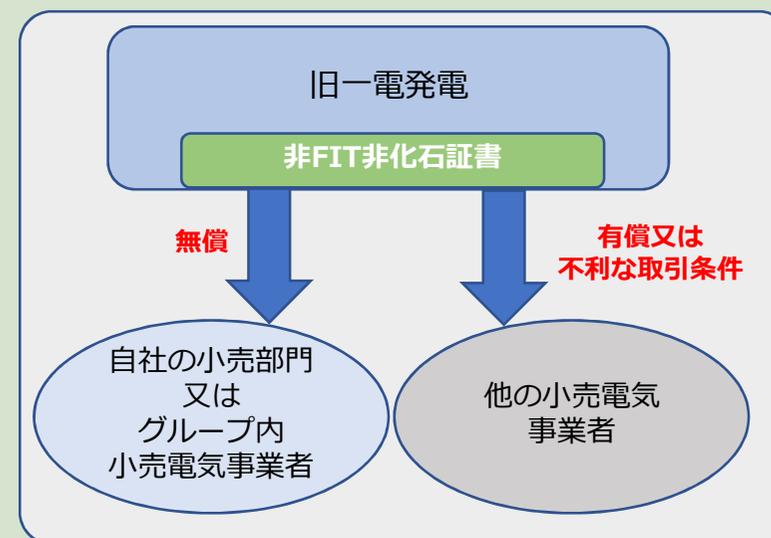
- 高度化法の義務の対象となっている新電力は、非FIT非化石証書の購入費用を小売価格に反映しなければならないが、旧一電グループ内の取引は外部から検証できないことから、これらの取引量や価格を公表すべきではないか。
- 電取委の報告によれば、一部の旧一電の発電部門と小売部門の内部取引において、非FIT非化石証書を値付けせずに取引している事例がある。新電力が非FIT非化石証書の調達にコストを負う一方、こうした旧一電小売がコストをかけずに調達しているとすれば問題ではないか。

#### 独占禁止法上の考え方

- 旧一電発電が、非FIT非化石証書の取引について、**合理的な理由なく、内部取引を無償とする一方、他の小売電気事業者に対しては有償又は不利な取引条件を設定するなど**することで、他の小売電気事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより、公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、**独占禁止法上問題となる（差別対価、差別取扱い等）**。

#### 競争政策上の考え方

- 非FIT非化石証書を無償で取引していないこと等を明確化するため、旧一電発電は、**旧一電の内部取引**においても、**価格設定を行うこと**が**競争政策上望ましい**。



## 2(1) kW価値取引の透明性向上（容量確保契約金の卸売価格への反映）【令和7年報告書第7の2(1)】

### 現状

- 容量市場制度に基づき、小売電気事業者等が拠出する容量拠出金を原資に、発電事業者等はその供給力（kW価値）の対価として、容量市場で落札した電源について容量確保契約金を受け取る事となる。
- 発電事業者等と小売電気事業者の間の既存の相対取引にkW価値への対価が含まれている場合、発電事業者等はkW価値の対価を容量市場（容量確保契約金/小売電気事業者が支払う容量拠出金）と既存の相対契約の双方から受け取る事となり、その全部又は一部が重複する（発電事業者等が二重取り、小売電気事業者が二重負担）ため、当事者間の協議で卸売価格を適正に見直す必要があるところ、資源エネルギー庁において既存契約見直しに当たっての指針を定めている。
- 旧一電各社によって、令和6年度向け卸売価格に容量確保契約金の反映額を明示しているかの対応が分かれた。

### 新電力（小売）の意見

- 容量確保契約金の卸売価格への反映状況が分からない場合、発電事業者等から提示された卸売価格が適正かどうか検証できず、小売電気事業者として需要家への説明も困難になる。

### 競争政策上の考え方

- **発電事業者**は、その**容量確保契約金**の小売電気事業者への**卸売価格への反映額を明示**することが、**競争政策上望ましい**。

<相対契約を締結している場合の金銭の流れ>



## 2(2) 送配電コスト負担の透明性向上（発電側課金の卸売価格への反映）【令和7年報告書第7の2(2)】

### 現状

- 発電側課金は、従来、小売電気事業者が全て負担していた託送料金の一部を発電事業者等が負担する制度として、令和6年4月から導入。
- 発電事業者は、発電側課金の導入に係る費用を、発電料金の一部として小売電気事業者との相対取引における卸売価格に転嫁することで回収する必要があるが、転嫁が円滑に進まないと、制度変更に伴う負担を発電事業者が一方的に負うこととなるため、当該費用の円滑な転嫁に向けて事業者間で適切な協議が行われるよう、経済産業省における指針の策定及び電取委におけるモニタリングが実施されている。
- 旧一電各社によって、令和6年度向け卸売価格に発電側課金の反映額を明示しているかの対応が分かれた。

### 新電力（小売）の意見

- 発電側課金の卸売価格への反映状況が分からない場合、発電事業者から提示された卸売価格が適正かどうか検証できず、小売電気事業者として需要家への説明も困難になる。

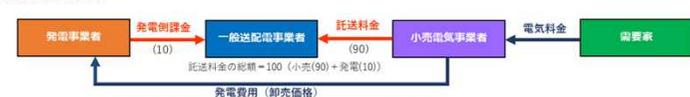
### 競争政策上の考え方

- **発電事業者**は、その**託送料金の発電側課金**の小売電気業者への**卸売価格への反映額を明示**することが、**競争政策上望ましい**。

<従来の託送料金制度>



<発電側課金導入後>





## 7. 終わりに

公正取引委員会は、引き続き、経済産業省（資源エネルギー庁及び電取委）とも連携し、電力分野の取引について注視するとともに、令和6年報告書及び令和7年報告書において示した独占禁止法又は競争政策上の考え方の関係事業者等への普及・啓発に努めることにより、関係省庁や事業者等において、電力市場における事業者間の公正かつ自由な競争の促進につながるような取組が進展することを期待する。加えて、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していく。